

「土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン」の主なポイント

令和2年10月

(旧:土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案))

第1章 総説

- 土砂災害ハザードマップ(以下、HM)は、平時から土砂災害に関するリスク情報を提供するとともに、土砂災害からの避難時に活用される重要なツールである。そのため、HMの作成にあたっては、避難に関する情報をわかりやすく提供することを念頭におく。
- HMには、市町村内全ての土砂災害警戒区域等を記載することを基本とする。また、土砂災害警戒区域等の指定が準備中の場合でも、HMに記載することが望ましい。
- 洪水、内水、津波、高潮のリスクも事前に確認し、土砂災害とその他のリスクもあわせた総合的なHMとすることが望ましい。

第2章 土砂災害ハザードマップの作成

- HMは、同一の避難行動をとるべき地区単位(自治会、避難場所、学校校区等を勘案)を設定し、その地区単位を基本として作成する。また、地区単位の設定時に、土砂災害警戒区域の欠落が無いように留意する。
- HM作成にあたり、市町村は、必要に応じて国及び都道府県に技術的助言を求める。また、国及び都道府県は、市町村から技術的助言の要請があった際には、必要な資料の提供も含め、技術的支援を積極的に行う。
- HMには、以下の内容を記載する。
 - ① 共通項目(土砂災害防止法第8条第3項に規定された内容)
 - (1)土砂災害警戒区域等及び自然現象の種類(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り) (2)情報の伝達方法 (3)避難施設及び避難路
 - ② 地域項目(地域の実情や特性に応じ記載する内容)
 - (1)要配慮者利用施設 (2)防災気象情報 (3)避難勧告等に関する解説
 - (4)土砂災害に関する基本情報 (5)避難時の危険箇所 (6)避難時の心得 など
- HMの記載内容に変更があった場合には、適宜更新を実施する。

第3章 住民等への周知・普及・理解の促進

- 作成したHMは、ホームページ(HP)、掲示板、回覧板、各戸配布など、様々な手法を活用して住民に周知する。
- HPの掲載においては、容易にアクセスできるような浅い階層で公表したり、スマートデバイスでも閲覧可能とするなどの工夫を施すことが望ましい。

第4章 自助・共助のためのハザードマップの活用と作成時の工夫

- HMは、平常時には土砂災害警戒区域等の周知、防災知識の普及、避難訓練、防災教育、土地利用調整、避難確保計画作成の基礎資料等に活用する。
- 地区防災力の向上の観点から、地域住民の意見を踏まえた詳細な地域の危険箇所や避難経路を記載したHMを作成したり、「地区防災計画」との連携を図ることが望ましい。